

消費者庁の発足と課題

—国民生活センター—一元化議論・地方消費者行政・消費者教育を中心として—

及 川 和 久

- ① 消費者庁設置前の消費者行政では、内閣府の担う消費者政策の企画・立案が、分担管理事務であり、すきま事案等による消費者被害に対し有効な対策を講じてこられなかった。
- ② 消費者庁設置後、消費者政策は、各省庁に権限を発揮しやすい内閣補助事務の1つとなった。そして消費者庁は、消費者行政に関する権限・法律・事故情報などを一元的に集約・分析する消費者行政の司令塔となった。
- ③ また、消費者委員会は、消費者庁と位置づけが同格であり、諮問、調査審議、建議、勧告等を行う、消費者行政全般に対する監視・提言機能を有する機関となった。
- ④ 現在、国民生活センターは、各事業や機能が消費者庁に一元化ができないか、廃止を含めた法人の在り方が検討されている。
- ⑤ 上記検討に際して、業者名の公表や商品テスト等の結果公表の迅速性、ADR機能といったこれまで国民生活センターが有していた独自性・独立性・一体的で補完的な業務機能の利点が失われないか、統合後も、施設等機関の柔軟性と機動性が確保されつつ、内部部局との確実な連携がなされうるか、新設される「情報発信調整チーム（仮称）」の機能が発揮されうるか等が懸念されている。同時に国民生活センターのこれまでの専門性が活かされうる今より強い消費者行政の体制構築が期待されている。
- ⑥ 地方消費者行政の予算や体制は、総じて年々減少・縮小傾向にあり、政府は各施策及び財政的支援を行っている。しかし、地方公共団体では、政府の財政的支援策に関し、今後の財源確保の見通しがなく、財源の在り方の将来展望が見えないと危惧している。
- ⑦ 消費者行政を地方の自治事務としつつも、国が一定の人員やセンターの配置等の基準を示すなどして援助していくのか、あるいは、地域の自立性を尊重しながら支援していくのかなど、将来的な地方消費者行政強化の観点から検討していくことが必要である。
- ⑧ 消費生活相談員の待遇（手当や雇止め等）の在り方の問題も指摘されている。また、より柔軟な任用制度の設計を行うことや、相談員資格の在り方の検討も必要である。
- ⑨ これまでの消費者教育は、消費者被害の予防的側面が強かったと考えられるが、今後は、持続可能な社会の実現に向けて、消費者が、自主的・主体的に考え、社会参加の中で、自らの責務や役割を果たしながら行動していく、「消費者市民社会」を目指す消費者教育が必要である。また、消費者教育法の検討などを行うことも必要であろう。
- ⑩ 消費者庁は上記の他にも様々な課題に直面している。今後消費者行政はどのように深化し、国民に近い消費者主体の行政が行われうるのか、消費者自身が積極的な関心を持って注視していき、消費者のための行政の強い推進が今後とも期待される。

消費者庁の発足と課題

—国民生活センター一元化議論・地方消費者行政・消費者教育を中心として—

経済産業課 及川 和久

目 次

はじめに

I 消費者庁の発足

- 1 消費者庁設置前の消費者行政
- 2 消費者庁設置後の消費者行政とその意義

II 主な課題

- 1 国民生活センターの在り方の見直しと消費者庁への一元化議論
- 2 地方消費者行政の体制強化
- 3 消費者教育

おわりに

はじめに

高度経済成長期に入った1960年代の日本では、大量生産・大量消費の進行に伴い、商品の安全問題や不当表示、公害等の発生など、消費者に対する被害が社会的事件⁽¹⁾として人々の間で認識されはじめた。経済企画庁に国民生活局が設置されたのは、昭和40(1965)年のこと⁽²⁾である。

それから44年の時を経て、平成21(2009)年9月1日、独立した行政組織である消費者庁が発足した。複数の省庁から業務や権限、人員を移し、新たな任務を担う新しい中央官庁が設置されるのは、昭和46(1971)年の環境庁(現:環境省)以来、実に38年ぶりのことである。消費者庁は、内閣府の外局として設置され、「消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にのっとり、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けて」(消費者庁及び消費者委員会設置法(平成21年法律第48号)第3条)事務を行うことを任務としている。消費者の立場に立ち、消費者行政を一元化する新組織の創設は、まさに消費者・生活者が主役である国民本位の社会への行政のパラダイム転換⁽³⁾であったと言えるだろう。

以下、本稿では、消費者庁発足から2年近く経過したことを踏まえ、消費者行政の現状及び

新たな検討課題(国民生活センターの在り方の見直しと消費者庁への一元化議論、地方消費者行政の体制強化、消費者教育)に関し、考察していくことにする。

I 消費者庁の発足

1 消費者庁設置前の消費者行政

消費者庁設置前の消費者行政では、産業振興中心の中で、消費者保護は、二次的に行われてきたと言われる⁽⁴⁾。行政の組織・制度を考えた場合、内閣府の所掌事務は、内閣補助事務(内閣府設置法(平成11年法律第89号)第4条第1項・第2項関係)と分担管理事務(内閣府設置法第4条第3項関係)に区分されるが、内閣府の担う消費者政策の企画・立案は、各省庁と同列の分担管理事務であった。そのため、関係省庁を強力に導く消費者行政の司令塔としての役割を果たせず、製品や事業ごとに担当する省庁や内部部局が異なる「縦割り行政」を排除できなかった。また、どの省庁の所管(法律)にも属さない「すきま事案」的な消費者被害が起きた場合の「たらい回し・情報共有の不備」が生じたり、省庁(部局)間の「連携不備」などから行政上の対応の遅れも露呈するなどした(表1)。

例えば、消費者庁発足以前、こんにやく入りゼリーによる窒息死亡事故は、国民生活センターによると、1995年以降、20件以上起きていた。しかし、食品衛生法(昭和22年法律第

(1) 例えば、欠陥商品の大量販売による大規模な被害発生事件として森永ヒ素ミルク中毒事件(昭和30(1955)年)、景品表示法の制定(昭和37(1962)年)につながる虚偽表示事件のニセ牛缶事件(昭和35(1960)年)、健康被害事案であるカネミ油症事件(昭和43(1968)年)等がある。

(2) なお同昭和40(1965)年には、兵庫県に神戸生活科学センター(初の地方公共団体の消費生活センター)が開設されている。その後、消費者政策の基本的枠組みとなる「消費者保護基本法」が制定(昭和43(1968)年)され、国民生活センターも発足した(昭和45(1970)年)。地方自治法で消費者保護が地方公共団体の事務として規定された(昭和44(1969)年)のもこの頃である。

(3) 「消費者行政推進基本計画～消費者・生活者の視点に立つ行政への転換～」(平成20年6月27日閣議決定) pp.1-2. <<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/shouhisha/dai9/sankou.pdf>> 参照

(4) 昨今、各省庁ともに消費者重視の行政に力をいれるようになってきたものの、消費者にとって大きな不安や不信(製品事故・悪質商法・食品偽装等)をもたらす個々の事故や被害が起きており、例えば、平成19年度の消費者被害による経済的損失額は、最大で約3兆4千億円と推定されている。(内閣府『国民生活白書(平成20年版)』2008.12, p.103. <http://www5.cao.go.jp/seikatsu/whitepaper/h20/10_pdf/01_honpen/index.html>)

表1 主な消費者庁発足前の消費者被害と行政の対応の事例

| 消費者被害の事例 | 消費者問題 【消費者庁創設前の問題点】 | 備考 |
|-------------------|------------------------------------|--|
| こんにゃく入りゼリー窒息死事故 | 法のすきまの問題 【各省庁の権限の不行使・省庁間の連携の不備】 | ・食品衛生法やJAS法等の適用を受けず、関係する各省庁（厚生労働省・農林水産省・経済産業省等）が事故情報を得ているものの、従前の縦割り行政では対処が難しく、被害が拡大 |
| パロマガス瞬間湯沸かし器の死亡事故 | 製品事故 【部局内の連携不足】 | ・事故情報を知りながら、経済産業省内の部局の連携不足により対策がとられず |
| 中国製冷凍ギョウザの食中毒事件 | 食の安全 【窓口の情報の共有の不備】 | ・自治体、保健所と厚生労働省の連携の不備 ・この事件を機に、食品事故への即応体制構築等のための関係省庁による「食品危害情報総括官」制度を創設。その後、さらに関係省庁を増やし、製品・施設等まで対象とする「消費者安全情報総括官」制度に拡充 |

(出典) 吉井伶奈「消費者行政新組織の創設—消費者庁と消費者権利院—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』626号, 2008.12.25, p.2.
<<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/issue/0626.pdf>> 等により筆者作成

233号)を所管する厚生労働省は、食中毒対策が中心で「誤飲事故は腐敗や有害物質含有などの衛生上の問題ではなく、衛生的には問題ない」との立場であり、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS法)(昭和25年法律第175号)を所管する農林水産省は「こんにゃく入りゼリーの原材料表示に問題はない。形状は規制できない」との立場であり、消費生活用製品安全法(昭和48年法律第31号)を所管する経済産業省は、「こんにゃく入りゼリーは、法に定める「製品」にあたらぬ。食品は対象外」とし、政府として、有効な対策を講じてこられなかった。

2 消費者庁設置後の消費者行政とその意義

消費者庁設置後の消費者政策は、内閣府が、内閣の重要政策に関して内閣の事務を助けるために行う、総合調整・施策の統一を図る等のために企画・立案も行う事務である内閣補助事務⁽⁵⁾の1つ(内閣府設置法第4条第1項第17号)となり、各省庁に対して権限を発揮しやすくなった。

そして今後は、内閣府の外局として新しく設置された消費者庁において、消費者行政に関する組織・権限・法律が一元化し、消費者事故等

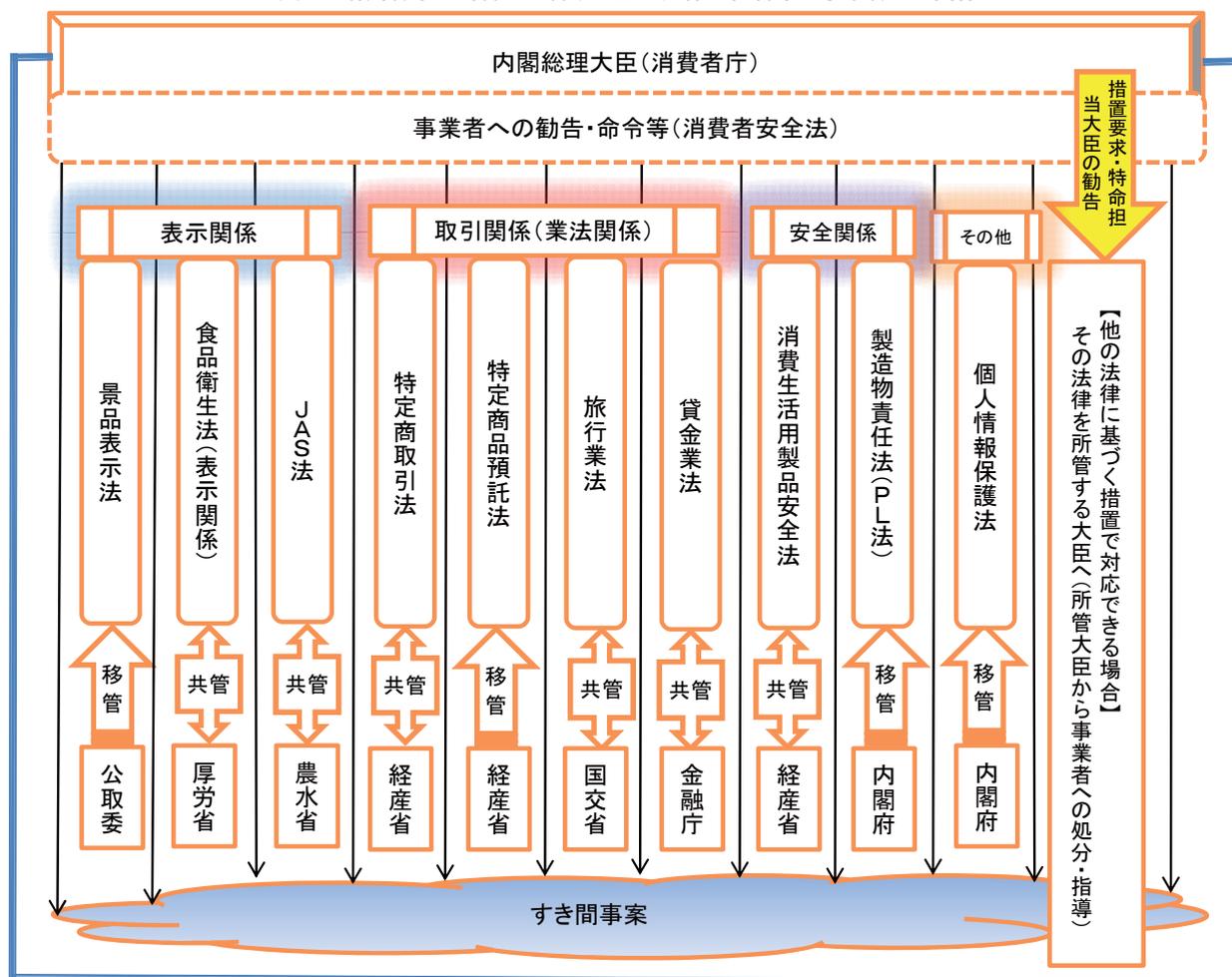
に関する情報が集約・分析される。また、他省庁が他の法律の規定に基づく措置で対応できる場合には、内閣総理大臣は、当該措置が実施されるようその事務を所掌する大臣に措置要求を行うことができる。また、従来どの役所でも対応できなかったいわゆるすきま事案で重大事故等による被害に対しても、消費者庁(内閣総理大臣)は、新法である消費者安全法(平成21年法律第50号)(第17条~第19条)で自ら対応できる消費者行政の司令塔となったのである(図1)。

同時に内閣府本府に消費者委員会も設置された。与野党の修正協議を経て、当初の政府案よりその権限が強化された消費者委員会は、消費者庁と位置づけは同格であり、審議会的な諮問のみならず、自ら調査審議し、内閣総理大臣・関係大臣等に建議し(消費者庁及び消費者委員会設置法第6条)、内閣総理大臣への勧告(消費者安全法第20条)等を行う、消費者庁のみならず消費者行政全般に対する監視・提言機能を有する独立した第三者機関となった(内閣府設置法第37条に基づくいわゆる8条機関)。

消費者庁と消費者委員会は、車の両輪のように、消費者本位の新しい行政を担い、各府省庁と連携しつつ、施策を展開していくことが期待されている⁽⁶⁾。(表2)

(5) 食品安全に追加して消費者政策が内閣補助事務となり、その消費者行政を推進する特命担当大臣が法律上、常設されることになり、沖縄及び北方対策担当大臣、金融担当大臣と同様、各省庁に資料の提出及び説明並びに勧告等を行うことができる。(内閣府設置法第9条~第12条を参照)

図1 消費者庁が所管・共管する主な法律と他省庁・事業者との関係



(出典)「生活者主権はどこまで進んだ? 消費者庁誕生半年を検証」『激流』35巻6号, 2010.6, pp.114-118. 等により筆者作成

II 主な課題

消費者庁設置後の主な課題を以下で検討する。

1 国民生活センターの在り方の見直しと消費者庁への一元化議論

- (1) 事業仕分けと行政刷新会議での議論
国民生活センターは、国民生活の安定及び向

上に寄与するため、国民生活に関する情報提供及び調査・研究を行うことを目的とした特殊法人として昭和45年に設立された。平成15年に独立行政法人となり、その後ADR(裁判外紛争解決手続)の機能が追加されるなど、消費生活に関する中核的機関としての役割を果たしている⁽⁷⁾。

国民生活センターの在り方に関しては、これまでも、様々な議論が行われてきているが、今

(6) 第171回国会衆議院消費者問題に関する特別委員会附帯決議3には、「消費者庁及び消費者委員会は、消費者の利益の擁護及び増進のため、各々の独立性を堅持しつつ、適宜適切に協力して職務に当たること。」とあるが、消費者委員会委員であった櫻井敬子委員(当時)は、その趣旨を再認識する重要性を指摘した上で、消費者委員会の消費者庁に対する監視と諮問への応答という相容れない2つの任務が、消費者委員会と消費者庁の不明瞭な位置関係や消費者委員会の在り様の誤解を生んでおり、そこを超えて、相携えてその任務にあたるべきだと指摘している。(櫻井敬子「消費者委員会の制度論的検証—行政監視をめぐる—」『自治実務セミナー』49巻1号, 2010.1, pp.4-7.)

(7) 独立行政法人国民生活センター法(平成14年法律第123号)第3条及び消費者基本法(昭和43年法律第78号)第25条参照

表2 消費者庁設置と国民生活センターに関する最近の主な出来事

| | |
|--|---|
| (2007年：食の安全に係る事案（産地偽装や賞味期限改ざん等）が社会問題になる） | |
| 2007年 9月 | 「国民生活センターの在り方等に関する検討会」最終報告 |
| 10月 1日 | 福田康夫総理大臣は、所信表明演説の中で「真に消費者や生活者の視点に立った行政に発想を転換し、悪徳商法の根絶に向けた制度の整備など、消費者保護のための行政機能の強化に取り組むことを表明 |
| 12月 24日 | 「独立行政法人整理合理化計画」閣議決定 |
| (2008年：中国産冷凍ギョウザ食中毒事件発生（1月）、こんにゃく入りゼリー窒息事故が再び発生（7月）） | |
| 2008年 1月 18日 | 福田康夫総理大臣は、施政方針演説の中の第1の柱で、「生活者・消費者が主役となる社会の実現」を掲げ、消費者行政を統一的、一元的に推進するための、強い権限を持つ新組織を発足させること等を表明 |
| 2月 8日 | 「消費者行政推進会議」の開催が閣議決定 |
| 3月 24日 | 国民生活審議会消費者政策部会「国民生活センターのあり方」取りまとめ |
| 4月 3日 | 国民生活審議会「消費者・生活者を主役とした行政への転換に向けて（意見）「生活安心プロジェクト（行政のあり方の総点検）」報告 |
| 6月 27日 | 「消費者行政推進基本計画」閣議決定 |
| 9月 29日 | 政府、消費者庁関連3法案を国会に提出（消費者庁設置法案、同整備法案、消費者安全法案） |
| 2009年 3月 12日 | 民主党案（消費者権利院法案、消費者団体訴訟法案）提出（以後、衆参で約90時間の審査） |
| 4月 1日 | 国民生活センター、裁判外紛争解決手続（ADR）開始 |
| 6月 5日 | 消費者庁関連3法公布 |
| 9月 1日 | 消費者庁・消費者委員会の発足 |
| 12月 25日 | 「独立行政法人の抜本的な見直しについて」閣議決定 |
| 2010年 3月 30日 | 「消費者基本計画」閣議決定（平成22年度（2010年4月）から平成26年度（2015年3月）まで） |
| 4月 28日 | 内閣府行政刷新会議による独立行政法人の「事業仕分け」（国民生活センター、農林水産消費安全技術センター（FAMIC）、製品評価技術基盤機構（NITE））実施 |
| 12月 7日 | 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」閣議決定（国民生活センターの廃止を含めた検討） |
| 12月 24日 | 消費者庁と国民生活センターによる「第1回 国民生活センターの在り方の見直しに係るタスクフォース」開催 |
| 2011年 5月 13日 | 「国民生活センターの在り方の見直しに係るタスクフォース 中間整理」取りまとめ |
| 6月 10日 | 消費者委員会「消費者行政体制の一層の強化に向けた検討報告—「国民生活センターの在り方の見直しに係るタスクフォース」中間整理を踏まえて—」を公表 |
| 2011年 夏 | （※国民生活センターの在り方の見直しに係るタスクフォース、最終とりまとめ予定） |

（出典）石戸谷豊「消費者庁と消費者委員会の誕生（上）—消費者庁関連3法の成立—」『国民生活研究』49巻2号，2009.9，p.9. 等により筆者作成

日、国民生活センターの機能を、消費者庁へ一元化する議論がおきている。議論の起点は、平成22年4月28日に行われた内閣府行政刷新会議による独立行政法人の「事業仕分け」であると考えられる。

この事業仕分けでは、国民生活センターも、

農林水産消費安全技術センター（FAMIC）、製品評価技術基盤機構（NITE）とともに対象となり、商品テスト部門を有する国民生活センターは、製品評価技術基盤機構などとの連携を構築し、効果的かつ迅速なテスト機関としての体制の整備が望まれるとされた（表3）。

表3 国民生活センターの「事業仕分け」における「評価結果」（平成22年4月28日）

| 仕分け対象（①広報事業、②情報・分析事業、③相談事業、④商品テスト事業、⑤研修事業） | |
|--|--|
| 事業・運営等の見直し | 主な具体的内容 |
| 消費者行政の在り方（全般） | ○消費者庁と国民生活センターの役割分担、連携の在り方を至急整理 ○その上で、他の省庁や他の独立行政法人との横の連携を早急に構築 |
| 商品テスト事業 | ○関係する独立行政法人や民間検査機関との有機的なつながりを構築し、効果的かつ迅速な商品テストに結びつける体制を早急に整える |
| 研修事業 | ○相模原にある研修施設（宿泊施設・会議室）の稼働率の低さから、研修事業（施設）の廃止を含めた見直し（注） |

（注）事業仕分けにおいて、相模原の研修施設の稼働率は約2割（平成20年度）と指摘され、消費者庁は、平成24年度末までに、廃止する方針を示している。

（出典）ワーキンググループの「評価結果」等より一部抜粋して筆者作成

内閣府行政刷新会議 HP <<http://www.cao.go.jp/sasshin/shiwake/detail/2010-04-28.html#A-24>>

(2) 独立行政法人改革と国民生活センターの消費者庁への一元化議論

政府は、平成22年12月7日、独立行政法人改革として、すべての独立行政法人の全事務・事業及び全資産を精査し、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（閣議決定）（以下、「基本方針」という。）として、講ずべき措置を取りまとめた。

国民生活センターに関しては、「基本方針」の中で、「消費者庁の機能を強化する中で、独立行政法人制度の抜本的見直しと並行して、消費生活センター及び消費者団体の状況等も見つつ、必要な機能を消費者庁に一元化して法人を廃止することを含め、法人の在り方を検討する」等の方針が示され、事業仕分けで指摘された「評価結果」よりもさらに踏み込んで法人の在り方が指摘されており、国民生活センターの有する各事業や機能が消費者庁に一元化できないか、廃止を含めた法人の在り方が検討され見直されることになっている（表4）。

「基本方針」を受け、消費者庁と国民生活センターは、平成22年12月24日に第1回目の「国民生活センターの在り方の見直しに係るタスク

フォース」を開催した。その後、平成23年5月に取りまとめられた「中間整理⁽⁸⁾」では、国民生活センターは、平成24年度からその機能を段階的に消費者庁に移管し、法人としては平成25年度限りで発展的に解消され、また、国民生活センターの常勤・非常勤職員は、消費者庁の職員としてそれぞれ採用されるとしている。なお、最終的なとりまとめは、平成23年の夏を目途に行われる予定である。

国民生活センターが現在行っている消費者問題への注意喚起や分析情報の発信という役割は、消費者庁なども担っており、より大きな組織へ機能が統合することは自然な流れと言ってよいとする意見⁽⁹⁾がある一方で、国民生活センターの消費者庁への機能一元化という議論には、様々な見解がある。

例えば、議論の全体に関し、消費者庁関連法案が審議された国会の中では、国民生活センターは、むしろその重要性・強化が認識されていたとする意見⁽¹⁰⁾がある。また、公開された「事業仕分け」では、センター自体の廃止については触れられていないのに、閣議決定された「基本方針」では、廃止も視野に入っていると読め

表4 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）における国民生活センターに関する方針

| 事業・運営等の見直し | 主な具体的内容 |
|------------------|--|
| 広報事業 | ○相談事業は、地方公共団体の消費生活センターの支援に特化 (現行の直接相談については廃止し、それ以外の土日祝日相談及び経由相談については、法人の在り方を検討する中で、法人の事業としての廃止を含めて検討) |
| 情報・分析事業 | |
| 相談事業 | |
| 商品テスト事業 | ○商品テスト事業は、NITE（製品評価技術基盤機構）及びFAMIC（農林水産消費安全技術センター）との間で、当該商品テストの一部を迅速に依頼できるようにするため、商品テストを行う具体的な項目についてあらかじめ協議する仕組みを構築する協定の締結 ○民間検査機関の活用方策について具体化 ○相模原の研修施設で行う研修は、廃止を前提にその後の研修の実施方法を検討 |
| 研修事業 | |
| 裁判外紛争解決手続(ADR)事業 | ○事業の一層の効率化を図る。 |
| 事務所等の見直し | ○相模原研修所は、研修施設としては廃止 |
| 組織の見直し | ○消費者庁の機能を強化する中で、独立行政法人制度の抜本的見直しと並行して、消費生活センター及び消費者団体の状況等も見つつ、必要な機能を消費者庁に一元化して法人を廃止することを含め、法人の在り方を検討する。 |

（出典）「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）を基に筆者作成 <http://www.cao.go.jp/sasshin/101207_khoshin.pdf>

(8) 消費者庁・国民生活センター「国民生活センターの在り方の見直しに係るタスクフォース 中間整理」2011.5.13. <http://www.caa.go.jp/region/pdf/110513_1.pdf>

(9) 「避けられない国セン見直し」『訪販ニュース』2010.12.23. 参照

る記載があることに関し、その経過が不透明であるとの指摘⁽¹¹⁾がある。

「中間整理」及び「中間整理」後に消費者庁から提案された変更点⁽¹²⁾等によると、国民生活センターが消費者庁に一元化した後のイメージでは、「消費者庁国民生活センター（仮称）（施設等機関⁽¹³⁾）」内関係部署（相談部門・テスト部門等）と消費者庁の財産事案情報関係を担う課と消費者安全課等が、「情報発信調整チーム（仮称）」を開き、注意喚起・情報発信について相互に連携を図り、消費者庁としての意思決定手続きを経て情報発信等を行うことになっている。これまでの国民生活センターは、事業者や行政官庁に、商品テストに基づく要望を行ってきたり、法のすきま等で生じた財産被害等に対しても、柔軟に迅速に対処してきたと言われる。

これが、法を執行する消費者庁の事業者への要望となると、規制的な意味合いを持つので、法律や基準に基づく慎重な実施が必要であり、また、関係省庁との事前調整に時間を要して、迅速性が後退する恐れもあると考えられる⁽¹⁴⁾。そのため、例えば、事業者名の公表や商品テストの結果公表などは、独立行政法人である国民生活センターが行った方が迅速な指導・柔軟な法解釈による対応ができるのではないかとする意見もある⁽¹⁵⁾。

他にも、「消費者政策レビュー会議（仮称）」では、実務上生じた問題提起を政策形成に活用・反映することになっているが、施設等機関と消費者庁との柔軟で確実な関係の確保が期待⁽¹⁶⁾される。

また、これまで、裁判外紛争解決手続（ADR）

⁽¹⁰⁾ 石戸谷豊「消費者庁・消費者委員会・国民生活センターの行方」『消費者法ニュース』No.86, 2011.1, p.12. なお、「消費者行政に係る体制整備に当たっては、関係機関、特に独立行政法人国民生活センター、独立行政法人製品評価技術基盤機構、及び独立行政法人農林水産消費安全技術センターを始めとした商品検査機能を有する各機関の機能強化を図るとともに、消費者庁及び消費者委員会との連携強化のため必要な措置を構ずるものとする。」（第171回国会衆議院消費者問題に関する特別委員会附帯決議14）も参照

⁽¹¹⁾ 全国消費者行政ウォッチねっと「国民生活センターの存続と機能強化を求める意見書」2010.12.8. <http://watch-net.sakura.ne.jp/wn/post_22.html>

⁽¹²⁾ 「国民生活センターの在り方の見直しに係るタスクフォース取りまとめ（原案）」（消費者庁提案）（平成23年6月14日）<http://www.caa.go.jp/region/pdf/110614_3.pdf>（第11回国民生活センターの在り方の見直しに係るタスクフォース（平成23年6月14日）配布資料）

⁽¹³⁾ 「施設等機関」とは、内閣府設置法第55条に、「委員会及び庁には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、試験研究機関、文教研修施設（これらに類する機関及び施設を含む。）及び作業施設を置くことができる」との規定がある。これは、例えば、内閣府では、試験研究機関としての経済社会総合研究所、作業施設としての迎賓館がある。（なお、「施設等機関」は、「国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第8条の2」も参照）

⁽¹⁴⁾ 本件に関連し、折り畳み式自転車の構造的な欠陥について、国民生活センターが把握しながら、消費者庁が報告結果の信頼性の観点から、同じ調査をしていた経済産業省所管のNITEの結果発表を待つよう指示していた結果、公表が遅れたことがあった。（「消費者庁「公表待て」」『読売新聞』2010.3.15, 夕刊. 参照）

⁽¹⁵⁾ 本件に関連し、全国消費者団体連絡会は「アフリカントラスト株式会社の社債トラブルについて、消費者庁は消費者安全法の規定に基づき平成22年10月29日に情報提供・注意喚起を行ったが、国民生活センターは既に3月17日に事業者名を含む注意喚起を行っていた。このように、事業者名を含む情報提供などについては、法律や基準違反等の裏づけをもって行政機関が行うことと並行して、行政機関以外の組織が迅速・柔軟に実施することが消費者利益にかなうのではないかと指摘している。（全国消費者団体連絡会「国民生活センターの在り方の見直し」にあたって検討すべき論点について」2011.1.20. <http://www.shodanren.gr.jp/database/pdf/225_01.pdf>）

⁽¹⁶⁾ なお、消費者政策レビュー会議（仮称）に関して、「これまで商品テスト結果の公表について、消費者庁と国センの調整の中で商品テストの報告書に記載されていた法律改正などの行政への要望は、公表前に削除された経緯がある。消費者庁は「対等な部局同士の議論の場を設けることで摩擦は解消できる」とする。レビュー会議は国センが懸念する政策参加に配慮して設けられたものだが、「形だけ」の会議になる可能性もあり」と指摘する記事もある。（「国民生活センター見直しの行方、消費者庁に機能一元化」『週刊通販新聞』2011.5.19. <<http://www.tsuhanshinbun.com/archive/2011/05/post-784.html>>）

は、国民生活センターが有するあっせん機能であったが、消費者庁の「中間整理」後の提案によれば、消費者庁にADR機能を担う組織を設け、施設等機関が事務局機能を担うという。この件に関し、これまで事業者にとって、政府機関とは違う立場の独立行政法人である国民生活センターとのあっせん交渉は応じやすいが、消費者庁が行うならばそれが業界指導や法令解釈にもつながるものであり、事業活動の萎縮のおそれから応じにくくなるかもしれない、現実的な解決がしにくくなるとの指摘⁽¹⁷⁾もある。また、ADRが準司法的な性質を有するので、行政(法執行機関)との独立性確保が不可欠とする意見⁽¹⁸⁾もある。現在、一部の地方公共団体でしかほとんど機能していないと言われる苦情処理委員会の活動を高めていくことも同時に必要であるとされる。

消費者庁の「中間整理」後の提案では、「一元化」によって、現場のさまざまな相談情報を生かして、注意喚起や法執行(行政処分等)から制度改正や消費者教育まで一貫した体系を持った消費者行政の実現が可能となる⁽¹⁹⁾とされている。それは、財産事案や身体生命事案への対応・地方消費者行政支援等に対し、消費者庁の生え抜き職員となる国民生活センター職員

の知見を活用でき、また、タスクフォースの中で明らかになった消費者庁と国民生活センターの課題⁽²⁰⁾や両組織の業務の重複も一元化により改善されるからであると述べられている。しかし、以下の懸念も考えられよう。

①行政のスリム化が言われる中で統合するに際しては、独立行政法人制度の意義を踏まえ、従来の国民生活センターが独立行政法人であることから得られていた独自性・独立性等の利点が、施設等機関になっても失われないか。

②消費者庁の提案では、国民生活センターの現行の大部分の機能を施設等機関が担い、その施設等機関が、PIO-NET (Practical living Information Online Network System: 全国消費生活情報ネットワーク・システム。パイオネット。)⁽²¹⁾で得た情報の収集・分析・提供の全過程で関与するとされている⁽²²⁾が、国民生活センターが、消費者庁に統合されるメリットは何なのか。また、統合後には、施設等機関の柔軟性と機動性が確保されつつ、内部部局との確実な連携がなされうるか。

③消費者庁の中で新設される「情報発信調整チーム(仮称)」がどのように位置付けられ、情報の提供や公表の決定などその機能や権限が適宜適切に発揮されうるか⁽²³⁾。

(17) 「国民生活センター まず、消費者庁に喝を」『朝日新聞』2011.6.22.

(18) 「国民生活センター見直し 超党派の国会合意守れ 緊急院内集会」『日本消費経済新聞』2011.2.28.

(19) 消費者庁「中間整理についての意見募集、公開ヒアリング及び消費者委員会からの主な意見とこれらに対する考え方及び対応」(第11回国民生活センターの在り方の見直しに係るタスクフォース(平成23年6月14日)配布資料) <http://www.caa.go.jp/region/pdf/110614_1.pdf>

(20) 例えば、消費者庁の課題として、①消費者庁は設立以来、知見・ノウハウの不足から、消費者問題に十分に対応できていない分野もみられること、②消費者庁職員は出向者か任期付職員で、多くは消費者問題に関する民事的な解決や商品の技術的な調査・分析に関わった経験は少なく、その点での専門性の蓄積が困難であること等が指摘されている。国民生活センターの課題として、①情報提供が法律上の権限のない任意の注意喚起であること、②消費者庁との連携が十分でなかったこと、③蓄積されている人材・能力・知見が、消費者庁設立に伴う消費者行政の機能強化や消費者問題に十分に活用されていないこと等が指摘されている。(消費者庁・国民生活センター 前掲注(8), pp.1-4.)

(21) PIO-NETとは、国民生活センターと地方公共団体の消費生活センターをオンラインネットワークで結んだシステムで、消費者からの苦情や消費生活相談等を収集している。

(22) 「中間整理」後の消費者庁提案によれば、「支援相談情報、相談処理テスト情報、PIO-NET情報、消費者安全法に基づく通知情報(財産事案)の収集(情報の整理)及び一次的な分析を施設等機関で行うこととする。」また、「施設等機関と内部部局が密接な連携を図り、迅速な情報提供・注意喚起を実施していくための仕組みである「情報発信調整チーム(仮称)」を、消費者庁の規程で設置する」と記載されている。(消費者庁 前掲注(19))

(23) 岡安大地「国民生活センター 消費者庁に一元化」『読売新聞』2011.6.21.

④今までの国民生活センターが行ってきた消費生活相談の一体的で補完的な業務・機能⁽²⁴⁾が、消費者庁に一元化した後も、今以上に、効率的に有効的に作用することが実証されているのか、等。

現在、タスクフォースでは、意見交換・公開ヒアリング等が行われているが、より一層客観

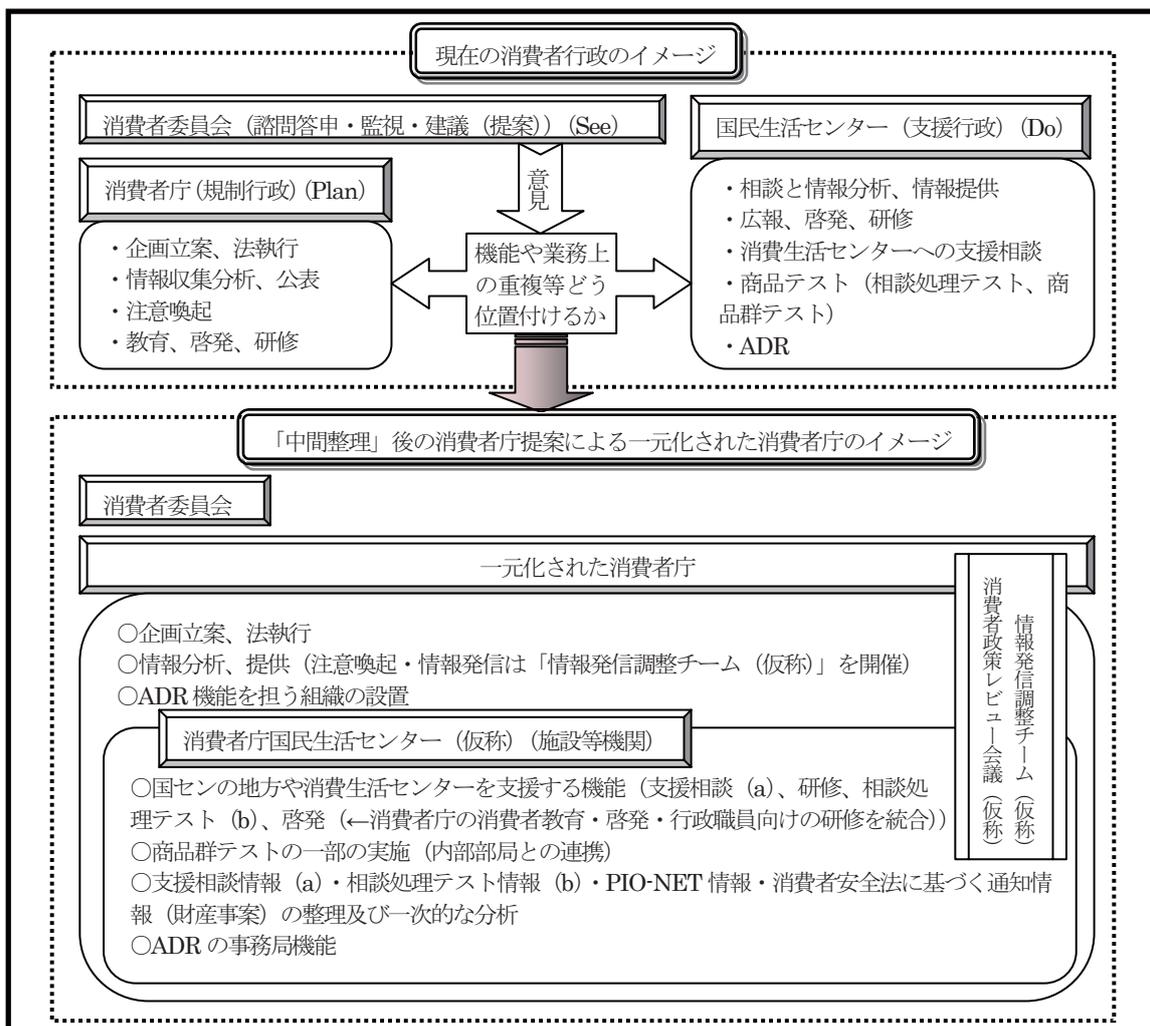
的に丁寧な検討や説明がなされ、新しい消費者庁の制度設計が具体的に示されることが必要である。そして、国民生活センターのこれまでの情報発信力や専門性・ノウハウ、また現場感覚が今後も活かされうる、今より強い消費者行政の体制構築が期待される場所である(表5及び図2)。

表5 現在の国民生活センターの業務と「中間整理」後の消費者庁提案による業務内容

| 国民生活センターの業務 | | 「中間整理」後の消費者庁提案による一元化された消費者庁の業務内容 | |
|-------------|---------|----------------------------------|------------------------------------|
| 相談 | 直接相談 | 協議決定により廃止 | |
| | 支援相談 | 施設等機関 国セン | (⇒「経由相談」、「土日祝日相談」、「平日バックアップ相談」となる) |
| 研修 | 商品テスト | | (⇒商品群テストの一部の実施) |
| | 相談処理テスト | | |
| ADR | 商品群テスト | | 消費者庁内に機能を担う組織 |
| | 事務局 | 消費者庁の内部部局 | |
| 情報提供 | 機能 | 消費者庁の内部部局 | |

(出典)「消費者行政全体では低下」『日本消費経済新聞』2011.5.30;「国民生活センターの在り方の見直しに係るタスクフォース取りまとめ(原案)」(消費者庁提案)(平成23年6月14日)<http://www.caa.go.jp/region/pdf/110614_3.pdf>等により筆者作成

図2 現在の消費者行政と「中間整理」後の消費者庁提案による「一元化された消費者行政」のイメージ



(出典)「国セン廃止問題で公開ヒアリング」『日本消費経済新聞』2011.5.16;「国民生活センターの在り方の見直しに係るタスクフォース取りまとめ(原案)」(消費者庁提案)(平成23年6月14日)<http://www.caa.go.jp/region/pdf/110614_3.pdf>等により筆者作成

2 地方消費者行政の体制強化

(1) 地方消費者行政に対する政府の取組みと課題

従来「消費者被害にあっても、その3割の人がどこにも相談しない」など、泣き寝入りの問題⁽²⁵⁾も指摘されている中、地方の消費者行政の弱体化も問題⁽²⁶⁾となっており、地方公共団体によって消費者行政の取組みに対する温度差があるものの、厳しい財政事情等を反映して、自治体の消費者行政予算や体制などは、総じて年々減少・縮小傾向にあり、消費者庁及び消費者委員会は各種施策⁽²⁷⁾及び財政的支援策を行っている。

しかし、地方公共団体では、政府の財政的支援策（「地方消費者行政活性化基金」（以下「基金」という。）や「住民生活に光をそそぐ交付金」（以下「交付金」という。））に関し、それを活用するための

地方の行政体制が不十分であること、また、基金や交付金終了後の財源確保の見通しがなく、政府の地方消費者行政に対する財源の在り方の将来展望が見えない中では、消費生活センターや相談窓口の設置、相談員の増員や報酬単価の増額等、重要な分野でありながら将来的な負担増が見込まれる分野には活用しにくいと危惧が表明されている⁽²⁸⁾。（表6）

消費者行政を今後、どう位置付けていくのかについて、①消費者行政を地方の自治事務としつつも、消防や警察、学校などのように国が法令で人員配置の一定基準を提示し、処遇改善や職員身分、人件費の規定の在り方などの是非も検討対象として勘案⁽²⁹⁾し、その中で地方消費者行政を位置づけ、用途を明記して確実な財政上の援助をしていくのか、②「地域主権戦略大綱⁽³⁰⁾」が閣議決定（平成22年6月22日）される中、地

(24) 例えば、国民生活センターの今までの業務とは、センサー機能の役目も果たす直接相談、経由相談対応（地方公共団体の消費生活センターでは解決できない専門性の高い相談事例を地方からの要請により国民生活センターが助言等対応）、PIO-NETを通じた相談情報の収集・分析・提供、商品群テスト、要請された商品テストなどに基づく注意喚起、相談員等への研修、広報、重要消費者紛争に対する裁判外紛争解決手続（ADR）やあっせん等がある。

(25) 消費者庁発足前に作成された、内閣府 前掲注(4)、p.98.によると、被害に遭った場合、どこにも相談していない人が、約34%と最も高く、消費生活センターなどに相談した人は、約14%に止まっている。また、同白書（p.121.）によると、日本では、約7割の消費者が公的機関に消費者権利を擁護されていると感じていない。消費者庁は、平成22年1月、消費者ホットライン（全国共通の電話番号で、最寄りの消費生活センターの窓口を案内。土日祝日など、近くの相談窓口が開いていない場合には国民生活センターにつながる。年末年始を除いて原則毎日利用可能）の全国的な実施を行っており、消費者の消費者行政への意識が改善されることを期待したい。

(26) 「消費者庁及び消費者委員会設置法」の附則第4項では、政府は、消費者庁関連3法の施行後3年以内に、「消費生活センターの法制上の位置付け並びにその適正な配置及び人員の確保、消費生活相談員の待遇の改善その他の地方公共団体の消費者政策の実施に対し国が行う支援の在り方」について、検討等を行うことが明記されている。

(27) 消費者庁の主な施策として以下のものがある。①「消費者行政推進本部」の設置要請（平成21年12月）。②「消費者情報課地方協力室」を「地方協力課」として独立・格上げ（平成22年7月1日）。③「地方消費者行政の充実・強化のためのプラン」の策定（平成22年2月）。④「地方消費者行政推進本部」を設置し「地方消費者行政活性化基金」の見直し（平成22年7月）。⑤同本部の下に「制度ワーキング・グループ」を設置し、「地方消費者行政の充実・強化に向けた課題」を取りまとめ（平成23年1月）。消費者委員会の主な施策として、消費者委員会地方消費者行政専門調査会の「地方消費者行政専門調査会報告書」の取りまとめ（平成23年4月）。同取りまとめを踏まえ、消費者委員会「地方消費者行政の活性化に向けた対応策についての建議」（平成23年4月）がある。

(28) 他の課題として、いわゆる「2分の1ルール」（「地方消費者行政活性化基金管理運営要領（改正平成22年8月1日消地協第16号）」p.3.の第2(4)⑤「交付金相当分の取崩しについては、取崩しを行う年度の都道府県の消費者行政経費（決算ベース）及び当該都道府県の管内の市町村の消費者行政経費（決算ベース）の合計額の2分の1相当を上回らない額を限度とする」）がある。この2分の1ルールにより、消費者行政予算が少ない県では、基金の活用上限に達してしまい、十分な事業ができないことなどが指摘されているが、他方で、2分の1ルールは、地方公共団体の独自財源を減らさぬようにしつつ、また、消費者庁としては、国の支援と地方の自助努力の双方により地方消費者行政の活性化を図る観点から必要であるとしている。

表6 国の地方消費者行政に対する主な財政的支援策と地方公共団体の状況

| 財政支援策 | 国の施策の意図 | 地方公共団体の状況 |
|-----------------------------|--|--|
| 消費者行政に係る地方交付税の基準財政需要額（積算基準） | ○地方交付税措置の用途は自由であるが、国が基準財政需要を倍増することで、地方公共団体が消費者行政の予算を重点配分し、相談員の待遇を改善することを期待。（基準財政需要額：平成20年度（90億円）⇒平成21年度（180億円）2倍へ（総額の中で、相談員の報酬単価基準：年150万円⇒300万円へ）） | ○倍増した結果、減少傾向が続いていた消費者行政予算に増加の傾向がみられるが、さらなる首長、職員、議会、地域の消費者団体等の積極的な消費者行政強化に対する意識改革が求められる。 ・全国の地方公共団体の（基金を除く）広義の消費者行政予算（注1）：平成20年度（最終予算約123億円）⇒平成21年度（当初予算約131億円）の増額。 |
| 地方消費者行政活性化基金 | ○国は基金を造成することにより、消費者行政強化に取組む地方公共団体を支援（注2）し、消費生活センターの設置・拡充、相談員の増員や研修参加等が行われることを期待。 ・基金として、平成20年度第2次補正予算（150億円）及び平成21年度第1次補正予算（110億円）。その後、執行見込額80億円（うち申請は約73億円）の計約223億円を造成 | ○3年間限定の財源のため、4年日以降の財政負担の見通しが立たない中、人員増や継続的事業は実施しにくいと言われる（注3）。 ・消費者庁は、要請により基金の取り崩し期限を1年延長可にし、また既存の相談員の報酬引上げにも用途を拡大。他に、消費生活センター等の事務所や事務用機器等の賃料・リース料にも活用可など基金内容の運用改善見直し（注4）を行う |
| 住民生活に光をそそぐ交付金（注5）の緊急総合経済対策） | ○これまで住民生活にとって大事な分野でありながら、光が十分に当てられてこなかった分野（地方消費者行政等）に対する地方の取組みを支援し、地域の主体（NPO、自治会など）間の連携や地方公共団体内部署の連携も期待。 ・総額：平成22年度補正予算のうち約1060億円（内、基金事業約246億円）（人件費にも活用可） | ○一括交付金のような方式であるものの、消費者行政がその対象分野の第一に明示されている。しかし、基金の課題同様、その後の経常経費に対する支援については、平成23年度以降、地方交付税措置での検討（注6）との見解が示されており、活用しにくいと言われる。 ・総交付金中2.5%の活用（注7） （11年度までの単年度事業：約10億8200万円、12年度まで積み立てられる基金事業：約14億7000万円） |

（注1）広義の消費者行政予算とは、狭義の消費者行政予算（消費者行政本課及び消費生活センターに計上されている予算）に、それ以外の部署における消費者行政に関する事務に係る予算を加えたもの。（消費者庁「地方消費者行政の現状分析～平成21年度版「地方消費者行政の現状調査」より～」2010.7. pp.69-70. <http://www.caa.go.jp/region/pdf4/bunseki_5_yosan.pdf>）

（注2）本事業内容に関し、詳しくは、消費者庁HP <<http://www.caa.go.jp/region/pdf1/1.kikin.pdf>> を参照

（注3）消費者庁「「地方消費者行政活性化基金」の活用状況等について」（平成22年12月）（第9回消費者委員会地方消費者行政専門調査会配布資料）<http://www.cao.go.jp/consumer/doc/101216_sankou1.pdf> によれば、基金の活用状況の内上位3件は、平成22年度の見込みで、消費者教育・啓発費が最も多く約35%、消費生活センター・相談窓口の設備費に約23%であり、相談員配置・増員等（人件費）には約14%程度の活用となっている。

（注4）「基金」の見直しについて」2010.7.21.（第4回地方消費者行政推進本部（平成22年7月21日）配布資料）<<http://www.caa.go.jp/region/pdf/100721honbul.pdf>>

（注5）消費者庁「住民生活に光をそそぐ交付金」の活用について」2010.12.16.（第9回消費者委員会地方消費者行政専門調査会（平成22年12月16日）配布資料）<http://www.cao.go.jp/consumer/doc/101216_sankou4.pdf>

（注6）片山善博総務大臣は、記者会見で、「…ただ、これは補正で単年度の措置ですから、線香花火みたいになってしまったら継続的な雇用に結び付きませんから、これは来年度の地方交付税の中で、そういう必要な雇用などが、自治体における雇用と言いますか、自治体におけるスタッフの充実だとか、そういうことができやすいような仕組みを交付税の中で考えていきたいと思っています…」〔片山総務大臣閣議後記者会見の概要〕（平成22年10月26日）<http://www.soumu.go.jp/menu_news/kaiken/36590.html>と述べている。

（注7）「光交付金 消費者行政2.5%しか使えず」『日本消費経済新聞』2011.2.21. 参照。なお、対象経費の内訳としては「知の地域づくり」分野（図書館や試験研究施設の整備）が6割を超え最大（約611億4100万円）となっている。

（出典）池本誠司「地方消費者行政強化の施策の考え方について」2011.1.25.（第10回消費者委員会 地方消費者行政専門調査会配布資料）<http://www.cao.go.jp/consumer/kabusoshiki/chihou/doc/110125_shiryou7.pdf> を基にし、同「地方消費者行政の強化と地方分権改革」『消費者法ニュース』No.86, 2011.1, pp.19-21. 等により筆者作成

29) 圓山茂夫「地方消費者行政と地方分権—自治事務から法定受託事務等へ転換を一」『消費者法ニュース』No.80, 2009.7, pp.98-99. には、人員基準・常勤職員の増員・職員人件費の在り方などに関し以下のような記載がある。まず、地方消費者行政を自治事務ではなく、法定受託事務（地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号）とした上で、①例えば、消防士の人数は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第4条第2項第14号に基づき定められた「消防力の整備指針」において、「人口〇万人あたりに消防車、救急車が何台、消防士が何人」との人員基準があり、警察官も都道府県ごとに警察官の定数が定められている（警察法（昭和29年法律第162号）第57条第2項と施行令の政令別表第二第三）。他にも、教員、保育士、医師・看護師等の配置基準が定められており、消費者行政もこのような配置基準を見習うべきではないかという。②常勤職員の増員に関しては、消防組織法第11条第2項（「消防職員の定員は条例で定める」）や警察法第57条第2項（「地方警察職員の定員は条例で定める」）を参考にし、これらの条文によって、自治体の一般的な職員定数条例の枠外として、消防職員定数条例、警察官定数条例を別に定める仕組みとなっている。地方消費者行政の職員数についても、根拠法にこの条文を置けば、自治体は、別の定数条例を制定可能という。③職員人件費については、公立学校の教師の仕組みを参考にし、義務教育費国庫負担法（昭和27年法律第303号）第2条は、小中学校等の教職員の給与等の3分の1を国が負担することを定めており、また、警察法第37条も国が経費を支弁することを定めている。地方消費者行政の人件費も、これら法律の規定を参考にすべきという。

方の自治事務における消費者行政として、地域の自立性・独自性を尊重し、例えば、用途に限定のない地方交付税交付金のような、一括交付金の方式で支援すべきとするのかなどの議論がある。現在、そして、「基金」や「交付金」が終了した後の地方消費者行政のあるべき姿を具体的にイメージしつつ、消費者庁発足時に議論された地方消費者行政の弱体化の現状と地域間の格差⁽³¹⁾などの是正を図る施策を、将来的な地方消費者行政強化の観点から改めて検討していくことも必要であると思われる。

なお、消費者委員会は、「基金」や「交付金」などこれまでの国による地方に対する支援策の成果を検証し、その評価を踏まえ、消費者行政活性化のための「集中育成・強化期間」（平成

21～平成23年度）後のより効果的な施策を立案するよう建議⁽³²⁾を行っている。

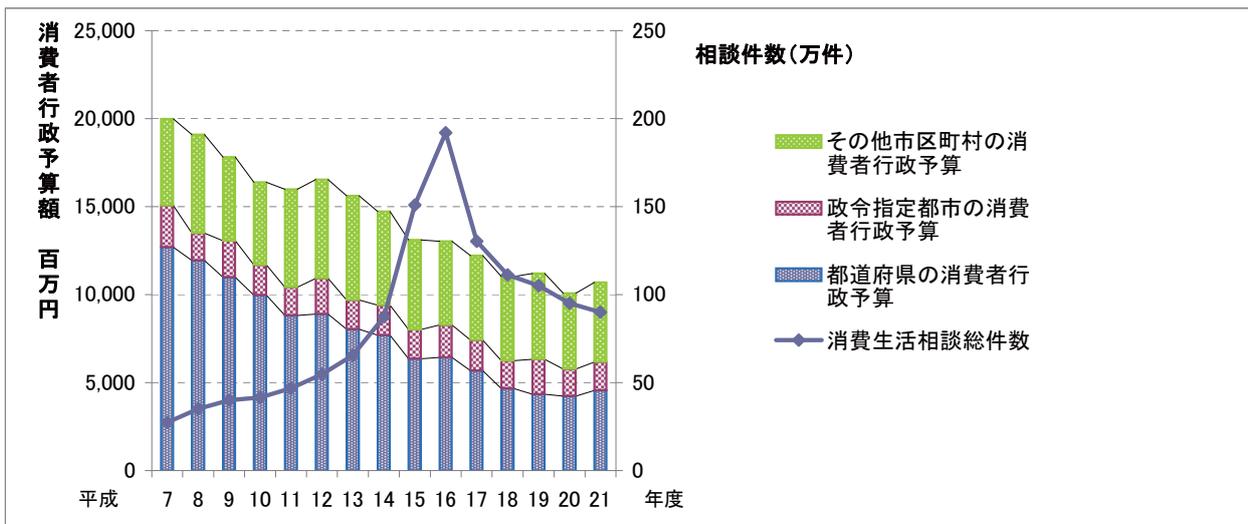
(2) 地方消費者行政の現状と課題

(i) 相談件数・予算（図3）

消費生活センター等へ寄せられる相談件数⁽³³⁾は、平成16年度（約192万件、利用した覚えのない架空請求事案の多発）まで年々増加していた。平成21年度は約90万件と近年は減少傾向にあるが、10年前（平成11年度約46万7千件）のおよそ2倍の相談件数になっている。

都道府県や政令指定都市、その他の市町村を合わせた地方の消費者行政関係予算⁽³⁴⁾は、狭義の消費者行政予算⁽³⁵⁾でみると、ピーク時の約199億9千万円（平成7年度）から約107億円（平

図3 消費者行政予算と消費生活相談件数



(注) 平成20年度は最終予算、平成21年度は当初予算。消費者行政予算は、いわゆる狭義の消費者行政予算の数値。
 (出典) 国民生活センター編『消費生活年報2010』2010; 消費者庁「地方消費者行政の現況（平成21年度版「地方消費者行政の現況調査」）」（2010年1月調査）に基づき筆者作成

(30) なお、第174回国会に提出された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律〔提出時：地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案〕」（平成23年法律第37号）等が、第177回国会（平成23年4月28日、参議院本会議で可決）で成立している。

(31) 毎日新聞の調査によれば、都道府県と市区町村にある消費者行政担当課と消費生活センターに配置された相談員の合計（2008年4月1日現在）から、人口10万人当たりの数を割り出したところ、都道府県によって4.8倍の配置数の格差（最多は佐賀県の4.3人で、最小は大分県の0.9人）があることが指摘されている。（『消費者行政 相談体制強化進まず』『毎日新聞』2010.3.24, 夕刊。）

(32) 消費者委員会「地方消費者行政の活性化に向けた対応策についての建議」2011.4.15. <http://www.cao.go.jp/consumer/iinkaikouhyou/2011/110415_kengi.html>

(33) 「1.PIO-NETに見る消費生活相談」国民生活センター編『消費生活年報2010』2010, pp.10-11.

成21年度当初予算額)に減少(約54%減)している。しかし、その一方、平成21年度の当初予算は、昨今の政府や自治体の消費者行政への強い取組みからか、平成20年度の最終予算(約100億8千万円)と比較し、約6%増となっている。

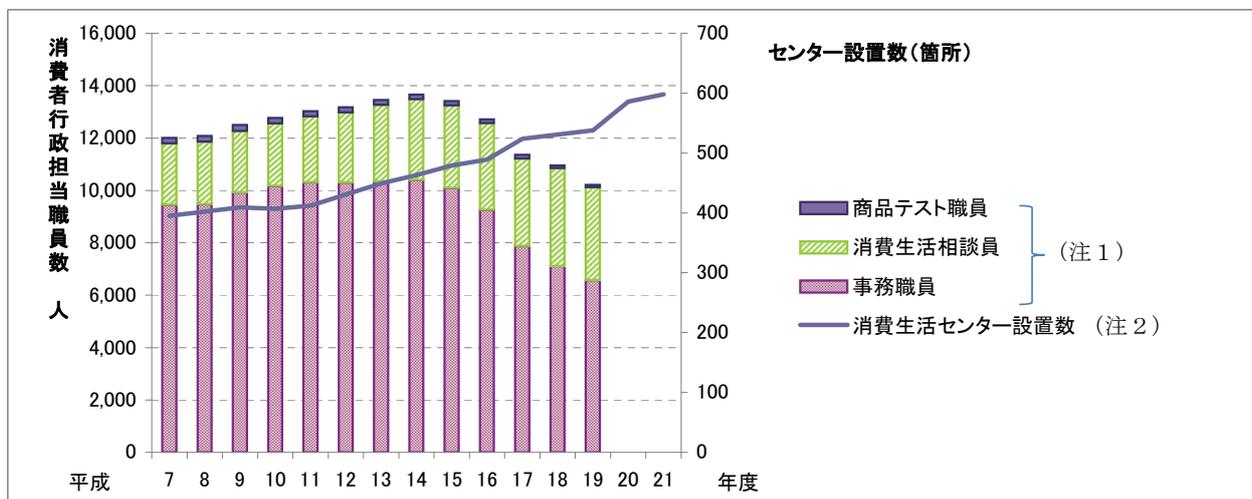
(ii) 消費生活センターの設置(図4)

消費生活センターが週4日以上相談の窓口を開所していることとした場合、消費生活センター設置数⁽³⁶⁾(都道府県・政令指定都市・市区町村)は、この10年で412か所(平成11年4月1日現

在)から598か所⁽³⁷⁾(平成21年4月1日現在)に増加している。しかし、他の業務との兼任の職員による窓口対応が行われているといった厳しい現状も報告⁽³⁸⁾されている。

消費生活センターの設置に関し、本来的には、消費者行政が自治事務であるとしても、地方公共団体が、PIO-NETによる相談や事故情報の収集を、その地域の相談処理や情報提供だけでなく、全国的な被害拡大防止のため、国の一元的な情報集約に代わりその役割を担っているとすれば⁽³⁹⁾、例えば「消防力の整備指針⁽⁴⁰⁾」

図4 消費者行政担当職員数と消費生活センター設置数



(注1) 各年度とも4月1日現在で、「消費者行政本課」及び「消費生活センター」に配属されている職員数(消費者行政部局以外との兼務職員等を含む)。なお、平成20年度及び平成21年度の職員数は、平成19年度までの集計方法を変更したため表では記載していない。平成20年度及び平成21年度の職員数は、本課と消費生活センターのいずれで勤務しているかの実態に即した数値となっており、その数値は、以下の通りである。)

(※平成20年度:8,478人(事務職員数5,646人;消費生活相談員2,734人;商品テスト職員98人)。平成21年度:8,072人(事務職員数5,190人;消費生活相談員2,800人;商品テスト職員82人))。以上から、相談員数は、前年度よりも増加しているものの、総じて消費者行政を担当する職員数全体は減少している。)

(注2) 本グラフの「消費生活センター」の定義は、「週4日以上窓口開所」という条件のみで、消費者安全法で規定する消費生活センターの定義ではない。

(出典) 消費者庁「地方消費者行政の現況(平成21年度版「地方消費者行政の現況調査」)」(2010年1月調査)に基づき筆者作成

(34) 消費者庁「地方消費者行政の現況(平成21年度版「地方消費者行政の現況調査」)」(2010年1月調査) p.63. <http://www.caa.go.jp/region/pdf4/genkyou_1.pdf>

(35) 狭義の消費者行政予算の定義は、表6の(注1)を参照

(36) 消費者庁 前掲注(34), p.2.

(37) なお、消費者安全法第10条の基準(①週4日以上開所、②消費生活相談員等の配置、③電子情報処理組織その他の設備(PIO-NET)を配備)を満たす消費生活センター数だと、平成21年4月1日現在、501か所となる。(同上)。なお、相談窓口を設置していない市区町村数は、413か所(平成21年4月1日)(消費者庁「地方消費者行政の現状分析(概要版)」2010.7, p.1. <http://www.caa.go.jp/region/pdf4/bunnseki_gaiyou.pdf>)であり、総市区町村数の約4分の1である。

(38) 消費者委員会事務局「地方消費者行政の実態調査報告書」2010.1, p.3. <http://www.cao.go.jp/consumer/iinkaikouhyou/2010/houkoku/100113_report_chihou.html>

等の考え方にならない、国が一定の基準を示し、人口割による消費生活センターの設置や相談員数の国による全国一律の最低限の設置基準⁽⁴¹⁾を明確に示すことが、地域間の被害格差⁽⁴²⁾を是正し、地方消費者行政の全体的な向上につながるのではないかとする考えがある。

しかし、その一方で、国が細かい規定を定めると、形式的な相談窓口の設置だけが生じたり、また、地方それぞれの実情に応じた柔軟な対応を阻害する懸念があるとされる。また、全体的に自治事務に対する政府の「義務付け・枠付け」が、廃止・縮小が進められている中で、人件費や事務所運営経費についても、一般財源化の流れがあり⁽⁴³⁾、政府全体の施策を踏まえた検討⁽⁴⁴⁾が必要であろう。

相談受付体制に関しては、自治体の消費者行

政部署の横断的な連携と地域の民生委員、郵便局などと協力し、また、地域による偏在性と空白を解消するため、常時開設されうる⁽⁴⁵⁾ような窓口体制等を拡充させ、県や市町村、市町村同士など複数の自治体が広域的に連携することで、情報の一元化や少ない人材・予算の集中化や効率化にもなる「広域連合方式」⁽⁴⁶⁾なども必要であるとされる。

消費者委員会は、広域連携を行い相談ネットワークを充実させるため国による支援策を実施することが必要とも建議⁽⁴⁷⁾している⁽⁴⁸⁾。

(iii) 消費生活相談員の待遇と資格

全国消費生活相談員協会の調査⁽⁴⁹⁾によれば、相談員の1か月の平均賃金は、平成21年度で14万4279円となっている。年収は150万円～

(39) 消費者委員会は、平成23年4月、地方公共団体の相談窓口におけるPIO-NETの入力に係る事務負担が、以前にも増して、増大しており、これは、被害事案の早期把握等の国からの要請増加に伴う面も少なくないので「PIO-NETの入力費用に対する国の一定の負担の検討」作業を進めることを求める「地方消費者行政の活性化に向けた対応策についての建議」を行っている。なお、PIO-NETの入力事務については、『地方消費者行政専門調査会報告書』（平成23年4月）p.38. <http://www.cao.go.jp/consumer/kabusoshiki/chihou/doc/20110415_houkokusho3.pdf>において、報告書本体とは別扱いで、参考資料の前に4委員の「意見」が添付されている。そこには、国が恒常的な財政負担をするための仕組みとして、地方財政法（昭和23年法律第109号）第10条第1項の、国が進んで経費を負担する必要がある経費として、「消費者事故情報の収集及び通知（消費者安全法第12条の事務）に要する経費」を加えるよう意見されている。

(40) 注(29)参照

(41) 配置基準の指標があれば、整備が遅れている地方公共団体の担当者は、役所内で消費生活センターの必要性及び予算要求などを行いやすく、住民もサービス水準を検証できるなどとされる。（浅山章「どう取り組む 地方消費者行政 カネ・人・経験…乏しい資源の生かし方」『日経グローバル』No.133, 2009.10.5, pp.17-18. 参照）

(42) 相談員や消費生活センターの地域間格差に関し、広域的な消費者被害が起きた場合にも、都道府県の行う行政処分程度や実施にばらつきがあれば、悪質な業者は、活動拠点を法執行などに消極的な地域に移すことも予想されるので、そのような県や市を超えた被害対応に当たっては、各地方公共団体、行政機関の地方支分部局や国民生活センターの連携と情報の共有などが重要であると考えられる。（「相談窓口 拡充求める」『日経流通新聞』2010.1.18. 参照）

(43) 「第7回消費者委員会地方消費者行政専門調査会 議事録」2010.10.22. <<http://www.cao.go.jp/consumer/kabusoshiki/chihou/007/gijiroku/index.html>> を参照

(44) 消費者庁制度ワーキング・グループ「地方消費者行政の充実・強化に向けた課題」2011.1.24, p.18.（第5回地方消費者行政推進本部（平成23年1月24日）配布資料）<http://www.caa.go.jp/region/pdf/110124_3.pdf>

(45) 相談窓口を設けてもニーズが少ないという声に対しては、周知を徹底して相談を掘り起こす効果があるとされる（前掲注(42)参照）。国民生活センターによる休日の「消費者ホットライン」の相談受付件数も、1年間で、約1万件（1日平均約90件）があったという。（国民生活センター「国民生活センター土日祝日相談」開始後1年間の受付状況」2011.3.17. <http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20110317_4.html>）

(46) 「広域連合方式」とは、「地方自治法第291条の2から第291条の13の規定に基づくものであり、広域にわたり処理することが適当な事務に関し、広域計画を作成し、必要な連絡調整を図り、事務の一部を広域的総合的かつ計画的に処理するために特別地方公共団体を設立する方式」のこと。例えば、三重県の鈴鹿市、亀山市による「鈴鹿亀山地区広域連合」で実施されているという。（消費者庁制度ワーキング・グループ 前掲注(44), pp.12-13.）

(47) 消費者委員会 前掲注(32)

200万円が全体の約7割⁽⁵⁰⁾を占めるとも言われ、ワーキングプア化が指摘されており、また手当や社会保険など待遇の改善が望まれている。

「ほとんどの消費生活専門相談員の地方公務員法上の身分は、非常勤公務員⁽⁵¹⁾であり、制度的には、短期雇用が前提で、実際の長期間の就労は、任用更新で実現している⁽⁵²⁾と言われ、また、各種手当による報酬の制度⁽⁵³⁾がなかったり、契約更新の回数に制限（いわゆる「雇止め⁽⁵⁴⁾」）があるともされる。相談員として一人前となるには、最低5年は必要⁽⁵⁵⁾といわれているが、平成22年度では、平均5.6年⁽⁵⁶⁾での雇止めという調査結果も出ている。

現在、原則3年の任期で採用される任期付短時間勤務職員制度⁽⁵⁷⁾があるが、総務省の報

告書⁽⁵⁸⁾及び消費者庁の制度ワーキング・グループ⁽⁵⁹⁾において、消費生活相談員に対し、任期付短時間勤務職員制度をより柔軟に活用するよう指摘している。他方で、地方の現場からは「任期なし」の短時間勤務職員制度の創設⁽⁶⁰⁾を求める声⁽⁶⁰⁾も存在していたり、また、専門職を求めながらも自ら非常勤を希望する相談員も少なくないとするアンケート調査⁽⁶¹⁾もあるなど、相談員の多様なライフスタイルに応じた、より柔軟な任用制度の設計を行う必要性が望まれると考えられる。

なお、現在、相談員を位置づける法律的な規定に関しては、消費者安全法第10条において、消費生活センターに、専門的な知識及び経験を有する者⁽⁶²⁾に従事させることになっているも

(48) 本件に関連して、池本誠司氏は、国から地方自治体への財政支援の方策として、①地方財政法10条の改正により消費者行政への継続的財政支援を規定する方法、②消費生活相談体制の強化に活用できる継続的な財政措置を講ずる方法などの検討を提示している。（池本誠司「地方消費者行政の強化と地方分権改革」『消費者法ニュース』No.86, 2011.1, p.20.）なお、注(39)も参照

(49) 全国消費生活相談員協会「相談員の処遇などについての調査報告書」2009.6, p.6. <<http://www.zenso.or.jp/files/shoguchousa.pdf>>

(50) 佐能八重美「消費生活相談員の勤務の現状と地方消費者行政を考える」『消費者法ニュース』No.82, 2010.1, p.17.

(51) 仮に、常勤職員となった場合、職務上、「常勤職員であると事業者との交渉において公権力の権限を背景とした交渉、相談業務を端緒に自ら施策形成、さらに、報酬、昇給、昇格などの待遇の改善も図られる。」などの指摘がある（吉田直美「地方消費者行政充実化への道」『消費者法ニュース』No.80, 2009.7, p.103. 参照）

(52) 国府泰道「地方消費者行政の課題解決のために」『消費者法ニュース』No.81, 2009.10, p.25. 参照

(53) 全国消費生活相談員協会 前掲注(49), pp.8-11. によれば、平成21年度の相談員の勤務条件に関するアンケート調査で、例えば、次の項目の「無」との回答の割合は、以下の通りである。交通費（34.2%）、残業代（29.1%）、育児等休暇（66.8%）、健康保険（31.9%）。

(54) 年齢制限や雇用期間の制限などの通算任用期限の制限をしている自治体は25%にのぼる。（消費者委員会事務局 前掲注(38), p.7.）なお消費者庁は、平成23年2月、「雇止め」に関し、非常勤職員である消費生活相談員の任用回数に制限を設けないことの配慮を求める通知を地方に発出している。しかし、地方からは、NPO法人へ業務を民間委託し、NPO法人が相談員を雇用する方式などを先進事例として紹介するだけでは課題もあり、不十分である、との声（「相談員雇止め「お願い」に地方から怒りの声」『日本消費経済新聞』2011.2.21.）もあるようである。

(55) 佐藤加奈江「相談員の処遇安定はこれから」『朝日新聞』2009.6.2. 参照

(56) 全国消費生活相談員協会「消費生活相談員の処遇・相談体制および活性化基金事業の活用状況について調査報告書」2010.9, p.5. <<http://www.zenso.or.jp/files/shoguchousa22.pdf>>

(57) 任期付短時間勤務職員制度とは、常勤職員と同様の本格的業務に従事可能な短時間勤務職員の制度。任期は原則3年（特例で5年まで可）。給料及び手当（一部の手当を除く）が支給される。（総務省「地方公務員の短時間勤務の在り方に関する研究会報告書について」2009.1.23. <http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/pdf/090123_7_1.pdf>）

(58) 総務省「地方公務員の短時間勤務の在り方に関する研究会報告書」2009.1.23, pp.28-29, 86. <http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/pdf/090123_7_3.pdf>

(59) 消費者庁制度ワーキング・グループ 前掲注(44), p.22.

(60) 国府 前掲注(52), p.26. 参照

(61) 「相談員 任期ない専門職に 根強い非常勤希望」『日本消費経済新聞』2010.4.26. 参照

の、他の専門的な職種、例えば、社会教育主事⁽⁶³⁾等と違い、実際の専門職としての相談員となるための条件や職務などが具体的に明記されていない。相談員資格条件の明文化は、悪質業者との交渉・あっせんの際などにも役立つことから、資格の在り方を検討する必要もあるとされる。

3 消費者教育

従来、消費者基本法第2条第1項には、基本理念としての消費者教育の機会の提供が定められている。今般制定された消費者安全法には、第4条第6項（国及び地方公共団体の努力）及び第5条（事業者・消費者の努力）において、消費生活に関するそれぞれの努力規定が置かれている。

内閣府の調査⁽⁶⁴⁾によれば、「消費者教育」を受けたことが「ある」と答えた人は、全体の11.4%で、逆に受けたことが「ない」と答えた人は77%を占める結果になっている。消費者教育という言葉によって、何をイメージするかは、人によって多様であるかもしれないが、消費者教育を受けた実感がない人が多いという調査結果は、これまでの消費者教育が、国の施策として十分に行われてきたとは言い難い事実を示しているとも言える。現在の複雑化している社会の中では、「生きる力」⁽⁶⁵⁾をも育む消費者教育を充実化させていくことは重要であると考えられる。

これまでの消費者教育は、消費者被害の予防・防止的意味合いの側面が強かったと考えられるが、一方でそれが複雑化する消費者問題や社会に対応できるものであったとは必ずしも言い難く、受け身的な性格のものであったといえよう。

しかし今後は、持続可能な社会の実現に向けて、単なるクレーマーにはならない消費者1人1人が、消費という行動を通じて、自主的・主体的に考え、家庭や職場、地域や身の回りなどの社会参加・社会貢献の中で、自らの責務や役割を果たしながら行動していく、いわゆる「消費者市民社会」⁽⁶⁶⁾（図5）を目指すような消費者教育が必要であろう。

その際には、従来からある学校教育、社会教育など幼少期から高齢期に至るライフステージに応じた様々な学習機会をより一層活用させていくことが必要である。また、「学校教育における消費者教育の受講の有無による消費者力の差に明確な違いは見られない」とされた国民生活白書⁽⁶⁷⁾の調査結果を重く受け止め、少ない消費者教育の授業時間・消費者教育に利用される教材・教育方法にも留意しつつ、各教科やあるいは、教科によらないテーマごとの授業においても消費者教育の目指すものを生徒に少しずつでも示していくことも必要であると考えられる。時には、学校外で授業を行い、商店街やNPO等と連携し、地域への参加を行うなど、社会との関わりの中で、実践的な消費者教育を行うことも必要であろう。

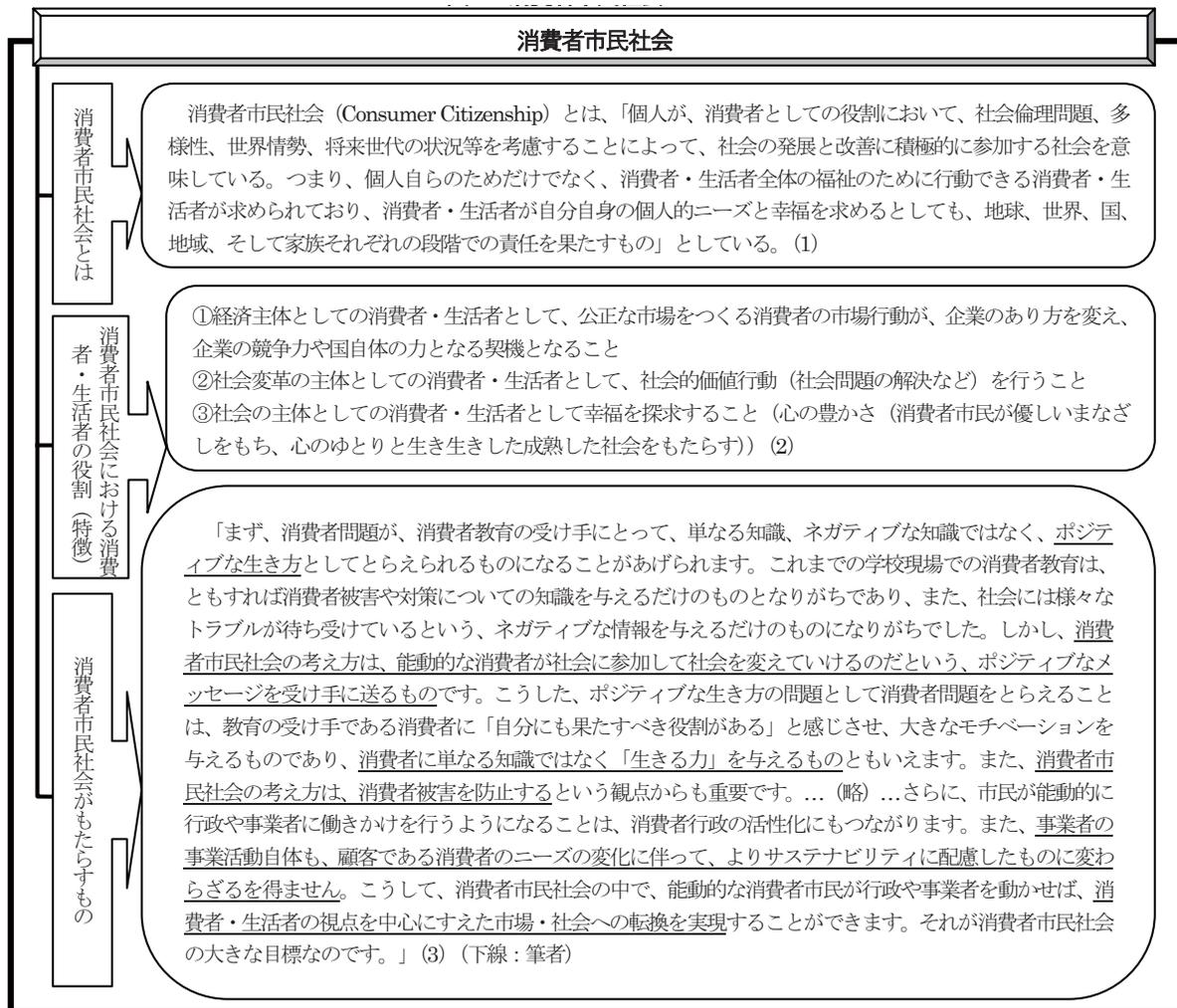
(62) 消費者安全法に規定する相談員とは、消費者安全法施行規則第7条に、3資格（①国民生活センターが付与する消費生活専門相談員、②日本産業協会が付与する消費生活アドバイザー、③日本消費者協会が付与する消費生活コンサルタント）のいずれかの資格を有する者又はこれらと同等以上の専門的な知識及び経験を有する者と規定されている。

(63) 社会教育主事に関しては、社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の2～4において、社会教育主事の設置、職務、資格条件等が具体的に定められており、社会教育や生涯学習における助言指導が求められることになる。

(64) 内閣府 前掲注(4), p.146.

(65) 文部科学省では、平成20年3月に小・中学校、平成21年3月に高等学校の学習指導要領を改訂したが、「生きる力」を育むことの基本理念は、新しい学習指導要領にも引き継がれている。「生きる力」とは、「①基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、②自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、③たくましく生きるための健康や体力 など」（文部科学省「生きる力」pp.1-2.（「教員用パンフレット」（平成20年作成））<http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/pamphlet/_icsFiles/afiedfile/2010/09/08/1234786_3.pdf>）とされている。

図5 消費者市民社会について



(出典) (1) 国民生活審議会『消費者・生活者を主役とした行政への転換に向けて(意見)』2008.4.3, pp.3-4. により筆者作成

(2) 内閣府『国民生活白書(平成20年版)』2008.12, pp.3-5; 中村忠史「『消費者市民社会』私論」『消費者法ニュース』No.83, 2010.4, p.15. 等により筆者作成

(3) 島田広「第2部ビクトリア・トーレーセン准教授インタビュー(2009年9月24日)「北欧にみる消費者市民社会と教育」日本弁護士連合会消費者問題対策委員会消費者教育・ネットワーク部会『消費者教育北欧視察報告書 2009年6月1日～5日』pp.31-32. <http://www.nichibenren.or.jp/ja/committee/list/data/syuhisakyokuiku_hokuosisatu.pdf> により筆者作成

(66) 日本弁護士連合会主催のシンポジウム(平成22年4月10日)では、欧州のコンシューマー・シチズンシップ・ネットワーク代表のビクトリア・W・トーレーセン博士へのインタビューなどが紹介された。トーレーセン博士は、「世界規模で膨れあがる大量消費社会により格差拡大や温暖化が進行、さらに国際化した事業者側のコントロールが強化され能動的な市民社会の基盤が脅かされ、環境のみならず経済や社会的生存権にまで及ぶ持続可能性の危機に直面しているとし、「こうした情勢の中で、受動的な消費者から、分析し行動できる社会的消費観を持てる消費者市民の育成が重要課題になる」と消費者市民教育の重要性を訴えている。」(「受動的な消費者から能動的な消費者市民へ」『日本消費経済新聞』2010.4.19.) (島田広「消費者市民社会への期待と可能性」『消費者情報』No.417, 2010.12, pp.4-5; 同「消費者市民教育って何でしょう?」『消費者情報』No.417, 2010.12, pp.7-9. も参照) また、他にトーレーセン博士は、消費者市民に到達する流れを①消費者の権利→②消費者の責任→③環境配慮→④消費者市民教育へと考えているという。

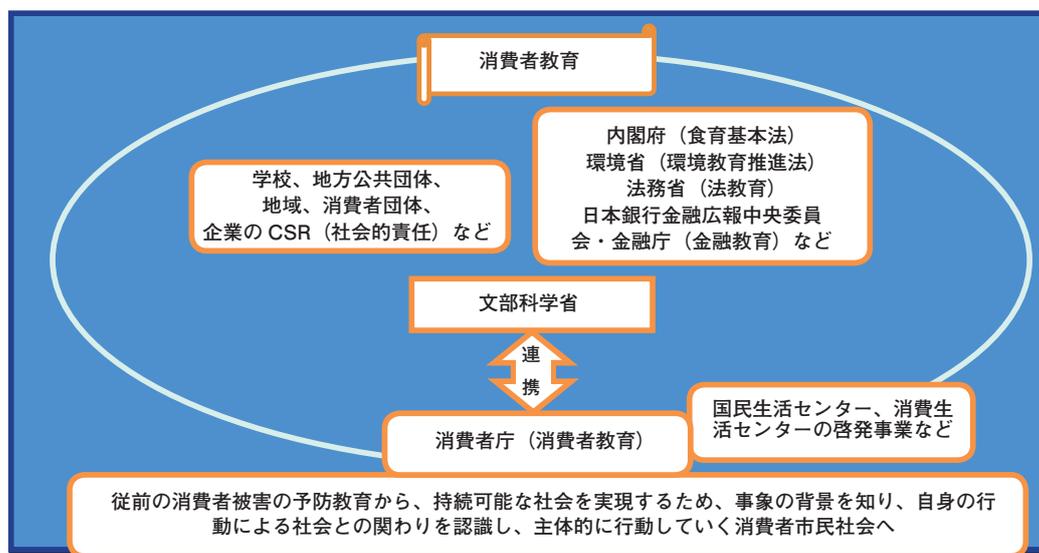
(67) 内閣府 前掲注(4), p.155.

政府内においても、平成 22 年 11 月に第 1 回消費者教育推進会議⁽⁶⁸⁾を開催し検討を行っている。また、消費者庁と文部科学省が連携した消費者教育の充実、金融教育・法教育・環境教育等といった関係省庁や消費者団体⁽⁶⁹⁾との連携（図 6）、消費者教育に関する法制の整備（いわゆる消費者教育法）⁽⁷⁰⁾、市民参加型の行政制度⁽⁷¹⁾を積極的に行うことも必要であるとされ

る。

平成 21 年 11 月 20 日、OECD 消費者政策委員会より、消費者教育に関する加盟各国の現状と改善点をまとめた政策提言が公表された⁽⁷²⁾。一定期間後に政策提言に沿った取組みが行われているか、その状況を報告することになっており、日本としても、確実な取組みが期待される場所である。

図 6 主な教育体系列と消費者教育のイメージ予想図



（出典）西村隆男「消費者教育の現状と課題」（第 23 回消費者委員会（平成 22 年 4 月 23 日）配布資料）<http://www.cao.go.jp/consumer/doc/100423_shiryoku2.pdf> 等を参考にして筆者作成

(68) 消費者教育推進会議は「平成 22 年 3 月に閣議決定された消費者基本計画に基づき、「これまでに蓄積された研究・実践の成果を生かして小学生から大学生、そして成人に至るまでの多様な消費者教育を連携して体系的に進める体制を確立」するため」開催されている。なお、本会議における検討項目例としては、①学校教育における消費者教育を推進するための方策、②地域における消費者教育を推進するための方策、③関係省庁が行う消費者教育を推進するための方策、としている。（「消費者教育推進会議について」<<http://www.caa.go.jp/planning/pdf/suishinkaigi.pdf>>）

(69) 国に代わって消費者団体が、消費者教育や情報の提供を行えるような委託事業制度や支援体制を充実させることにより、消費者団体の活動資金も維持できるようにもなる。（丸山千賀子「海外の消費者団体の活動状況と日本の課題—国際消費者機構（Consumers International: CI）、Which?（Consumers' Association: CA）を中心に—」『国民生活研究』50 巻 1 号, 2010.6, p.45. 参照）

(70) 「消費者教育の推進については、…（中略）…消費者庁と文部科学省が連携を図り、学校教育及び社会教育における施策を始めとしたあらゆる機会を活用しながら、財政措置を含め、全国におけるなお一層の推進体制の強化を図るとともに、消費者教育を担う人材の育成のための措置を講ずること。また、消費者教育に関する法制の整備についての検討を行うこと。」（第 171 回国会参議院消費者問題に関する特別委員会附帯決議 16）とある。また、「消費者基本計画」2010.3.30, p.30. では、その施策番号 87 で「消費者教育に関する法制の整備について検討を行います。」としている。

(71) 具体的には、パブリックコメント、公聴会、意見交換、申出制度、審議会等の責任者の選定など、行政と国民間の双方向の参加制度である。（高橋義明「消費者市民社会における消費者行政」『消費者情報』No.417, 2010.12, pp.19-20. 参照）

(72) 消費者庁企画課「消費者教育に関する OECD 消費者政策委員会の政策提言について」2009.12.17. 参照（第 23 回消費者委員会（平成 22 年 4 月 23 日）配布資料）<http://www.cao.go.jp/consumer/doc/100423_shiryoku3-4.pdf>

おわりに

消費者庁と消費者委員会は、安全や安心の社会の実現に向けて、消費者の目線に立ち、その一歩を踏み出して2年になろうとしている。

本稿で指摘した課題の他にも、現在、消費者庁及び消費者委員会は、食品表示制度の見直し（食品表示の一元的な法律の制定）⁽⁷³⁾、集团的消費者被害救済制度の検討⁽⁷⁴⁾、独立した事故調査機関の在り方⁽⁷⁵⁾、インターネット取引における消費者問題への対応⁽⁷⁶⁾、消費者の財産に対する重大な被害を含めた重大事故等の範囲の在り方⁽⁷⁷⁾、適格消費者団体を始めとした消費者団体への情報の提供及び施設面や財政面⁽⁷⁸⁾等

の支援⁽⁷⁹⁾、個人情報保護法や公益通報者保護法の見直しの可能性など重要な課題に直面している。

消費者庁及び消費者委員会が設立されて、今後我が国の消費者行政はどのように発展的に深化し、そして、国民の声がどのように行政に届き反映され、国民に近い消費者主体の行政が行われうるのか、われわれ消費者自身が積極的な関心を持って、注視していくことが必要である。

消費者庁創設時における国会での熱心な議論に立ち返りつつ、消費者のための行政の強い推進が今後とも期待される。

(おいかわ かずひさ)

(73) 消費者庁は、平成22年4月、「食品表示に関する一元的な法体系のあり方ワーキングチーム」を庁内に設置し、平成24年度に一元的な法律の制定、平成25年度に確実な執行を行うため、現在検討を進めている。(消費者庁食品表示課「食品表示に関する一元的な法体系のあり方について」2011.5.20。(第54回消費者委員会(平成23年5月20日)配布資料)<http://www.cao.go.jp/consumer/iinkai/2011/054/doc/054_110520_shiryoub6.pdf>)

(74) 「集团的消費者被害回復制度等に関する研究会報告書」(平成21年8月内閣府)、「集团的消費者被害救済制度研究会報告書」(平成22年9月消費者庁)を経て、現在は、消費者委員会集团的消費者被害救済制度専門調査会において、さらに議論が進められており、平成23年夏を目途にとりまとめが行われる予定である。なお、「消費者庁及び消費者委員会設置法」附則第6項では、消費者庁関連3法の施行後3年を目途に、加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度を含め多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をなく奪し、被害者を救済するための制度についての検討規定が設けられている。

(75) 平成22年8月に消費者庁に設置された「事故調査機関の在り方に関する検討会」は、平成23年5月にその検討結果の取りまとめを行った。<<http://www.caa.go.jp/safety/index5.html>> 今後は、消費者委員会による調査審議を踏まえながら、関係省庁・機関の協力を得て、関連法制度の検討など、具体化に取り組む方針であるとされる。(消費者庁「事故調査機関の在り方に関する検討会」の「取りまとめ」について(第56回消費者委員会(平成23年6月3日)配布資料<http://www.cao.go.jp/consumer/iinkai/2011/056/doc/056_110603_shiryoub5-1.pdf>))

(76) 平成22年8月から開催されていた「インターネット消費者取引研究会」では、事業者や行政の取組みの在り方を整理しつつ、越境取引に係るグローバルな取組みとの連携について検討し、平成23年3月に、今後消費者庁などが取り組むべき事項について取りまとめを行った。(消費者庁「インターネット取引に係る消費者の安全・安心に向けた取組について」2011.3.<http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/110311adjustments_1.pdf>)

(77) 「消費者安全法」附則第2項参照

(78) 訴訟費用は1件200万円程度必要とされ、他に相談事業や調査活動にも費用がかかり、寄付や会費に頼る団体には、訴訟に回す資金はほとんどないという。(「消費者団体訴訟制度 財政支援求める声」『日本経済新聞』2010.5.13.参照)

(79) 第171回国会参議院消費者問題に関する特別委員会附帯決議29には「適格消費者団体を始め、消費者被害の情報収集、消費者への啓発等を行う消費者団体に対し、関係する情報を提供するとともに、活動のための施設や資金の確保等の支援のあり方について検討を行い、必要な措置を講ずること。」とある。なお、適格消費者団体に対する支援の在り方については、消費者庁関連3法の施行後3年以内に、適格消費者団体による差止請求関係業務の遂行に必要な資金の確保や在り方等について見直す検討規定(「消費者庁及び消費者委員会設置法」附則第5項)が設けられている。